

障害者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

熊本県知事様

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職名
TEL
FAX

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第3条第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、同要綱第5条の規定による名簿の公表については異議ありません。

熊本県内の支店等の名称及び所在地 (一つだけ記入してください。) ※県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名称・責任者名		
	所在地	〒	
	連絡先	TEL	
FAX			
登録業種 (入札参加資格申請の希望業種を別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方に入札参加資格がある場合は、それぞれで業種ずつ選ぶことができます。)	物品	コード	業種名
	役務	コード	業種名
県内本・支店における雇用状況	雇用率算定用労働者総数 ① (②-②×⑤) ※②×⑤は端数切り捨て	人(小数点以下第1位まで)	
	常用雇用労働者総数 ② (③+④×0.5)	人	
	短時間労働者以外の常用雇用労働者数 ③	人	
	短時間労働者数 ④	人	
	除外率 (%) ⑤	% (別表「除外率一覧表」参照)	
	雇用障害者総数 ⑥ (⑦+⑩+⑬)	人	
	常用雇用 ⑦ (⑧×2+⑨)	人	
	重度障害者 ⑧	人	
	重度以外の障害者 ⑨	人	
	短時間雇用障害者 ⑩ (⑪+⑫×0.5)	人	
	重度障害者 ⑪	人	
	重度以外の障害者 ⑫	人	
	特定短時間雇用障害者 ⑬ (⑭+⑮)×0.5	人	
	重度障害者 ⑭	人	
	精神障害者 ⑮	人	
障害者雇用率 (%) ⑯ (⑥÷①×100)	% (小数点以下第3位四捨五入)		

入札参加資格者登録番号

担当者	
連絡先	TEL
	FAX

記入例 (常用雇用10人、短時間雇用3人、常用雇用重度身体障害者1人、常用雇用身体障害者(重度以外)1人、短時間雇用重度身体障害者2人、短時間雇用身体障害者(重度以外)2人、特定短時間雇用精神障害者1名の場合の記入例)

障害者雇用促進企業登録申請書

6年5月12日

熊本県知事様

郵便番号 **862-8570**
 所在地 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
 商号又は名称 **熊本株式会社**
 代表者職名 **代表取締役 熊本 太郎**
 TEL **096-333-2581**
 FAX **096-381-9010**

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第3条第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。また、同要綱第5条の規定による名簿の公表については異議ありません。

熊本県内の支店等の名称及び所在地 (一つだけ記入してください。) ※県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名称・責任者名	※県外本店の事業者は、県内支店等の1つを記入	
	所在地	〒 ***-*** 上記支店等の所在地	
	連絡先	TEL	上記支店等の電話番号
		FAX	上記支店等のファックス番号
登録業種 (入札参加資格申請の希望業種を別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方に入札参加資格がある場合は、それぞれで業種ずつ選ぶことができます。)	物品	コード 2	業種名 オフセット印刷
	役務	コード 98	業種名 運送業
県内本・支店における雇用状況	雇用率算定用労働者総数 ① (②-②×⑤) ※②×⑤は繰数切り捨て	9.5 人(小数点以下第1位まで)	
	常用雇用労働者総数 ② (③+④×0.5)	11.5 人	
	短時間労働者以外の常用雇用労働者数 ③	10 人	
	短時間労働者数 ④	3 人	
	除外率(%) ⑤	20 % (別表「除外率一覧表」参照)	
	雇用障害者総数 ⑥ (⑦+⑩+⑬)	6.5 人	
	常用雇用 ⑦ (⑧×2+⑨)	3 人	
	重度障害者 ⑧	1 人	
	重度以外の障害者 ⑨	1 人	
	短時間雇用障害者 ⑩ (⑪+⑫×0.5)	3 人	
	重度障害者 ⑪	2 人	
	重度以外の障害者 ⑫	2 人	
	特定短時間雇用障害者 ⑬ (⑭+⑮)×0.5)	0.5 人	
	重度障害者 ⑭	0 人	

	精神障害者	⑮	1 人
	障害者雇用率 (%) (⑥÷①×100)	⑯	68.42 % (小数点以下第3位四捨五入)

入札参加資格者登録番号	500000****
-------------	------------

担当者	熊本 次郎	
連絡先	TEL	096-333-2581
	FAX	096-381-9010

障害者雇用促進企業登録申請に当たっての留意事項

1 熊本県内の支店等の名称及び所在地

県外に本店をおかれている事業者の方は、県内にある支店等のいずれか **1箇所** を記入してください。

※県内に本店がある事業者の方は、記入不要です。

※役務の発注においては、県内の本店又は申請書に記入された支店等の所在地を管轄する県の地域振興局の管内（熊本市にあっては熊本市内）に所在する県の機関からの発注についてのみ、優遇措置を受けることができます。

（例）県内本店又は県内支店等が、A市に所在する場合。

①熊本県A地域振興局がA市を管轄。

②A管内には、県の機関として、熊本県A地域振興局、熊本県B管理事務所、熊本県立C高等学校、熊本県立D支援学校、E警察署がある。

よって、役務の調達については、②の5機関からしか優遇措置は受けられない。

2 登録業種

入札参加資格で登録されている業種の中から一つ選んで記入してください。

物品と役務の両方に入札参加資格の登録業種をお持ちの方は、それぞれで1業種を登録できます。

「コード」及び「業種名」は、別紙「業種一覧表」から選んで記入してください。

3 障害者雇用率計算

(1) 常用雇用労働者総数

【計算式】常用雇用労働者総数 = ① + ② * 0.5

①…次のアからウのいずれかに該当し、1年以上継続して雇用される者の人数。（②の雇用保険上の短時間労働被保険者を除く。）

ア 雇用期間の定めのない労働者

イ 一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上アと同様の状態にあると認められる者

ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上アと同様の状態にあると認められる者

②…雇用保険上の短時間労働被保険者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）で、①のアからウのいずれかに該当し、1年以上継続して雇用される者の人数

(2) 除外率

別表「除外率一覧表」を御覧ください。

一覧表上に該当する業種がある場合には、その率を記入してください。該当する業種がない場合は「0%」と記入してください。

(3) 雇用障害者総数

【計算式】雇用障害者総数 = ③ * 2 + ④ + ⑤ + ⑥ * 0.5 + ⑦ * 0.5

《常用雇用障害者数》※短時間雇用障害者を除く

- ③…重度身体障害者及び重度知的障害者の人数
- ④…③以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の人数

《短時間雇用障害者数》（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）

- ⑤…重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の人数
- ⑥…⑤以外の身体障害者及び知的障害者の人数

《特定短時間雇用障害者数》（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満）

- ⑦…重度身体障害者、重度知的障害者、及び精神障害者の人数（就労継続支援A型の利用者を除く）。

(4) 障害者雇用率（％）

【計算式】 障害者雇用率＝雇用障害者総数÷雇用率算定用労働者総数＊100

- ① 出向中の労働者は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
- ② 外国にある支社、支店、出張初頭に勤務している労働者は、日本国内の事業者から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。現地で採用している労働者は含みません。
- ③ いわゆるパートタイム労働者や生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ④ いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣事業所と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。詳細は公共職業安定所にお問い合わせください。
- ⑤ 65歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

4 障害者とは

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第二条二項から六項に定める者とする。

○条文抜粋

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 二 障害者のち、身体障害がある者であって別表に掲げる障害があるものをいう。
- 三 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であって厚生労働省令で定めるものをいう。
- 四 障害者のうち、知的障害がある者であって厚生労働省令で定めるものをいう。
- 五 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であって厚生労働省令で定めるものをいう。
- 六 障害者のうち、精神障害がある者であって厚生労働省令で定めるものをいう。

別紙 業種一覧表

物品関係			業務委託関係			
業種名			業種名			
第1分類	第2分類	コード	第1分類	第2分類	コード	
印刷類	青写真焼付・コピー	1	庁舎管理	電話交換業務	52	
	オフセット印刷	2		庁舎清掃	53	
	フォーム印刷	3		庁舎衛生管理	54	
	地図印刷	4		その他庁舎管理	55	
	特殊印刷	5		浄化槽管理	浄化槽点検清掃	56
	その他の印刷	6		樹木保護管理	樹木保護管理	57
文具・事務機類	紙	7	建物設備管理	設備機器運転監視	58	
	文具・事務機器	8		エレベータ保守	59	
	印章	9		消防用設備保守	60	
	書籍	10		自動ドア保守	61	
家具類	家具	11		自家用電気工作物保守	62	
	室内装飾	12		空調設備保守	63	
	畳み	13		ボイラー保守	64	
楽器・運動用品類	楽器	14		警備	機械警備	65
	運動用品	15			人的警備	66
被服・繊維製品類	衣料・帽子・雨具等	16		検査業務	水質検査	67
	旗・染物等	17	ダイオキシン類検査		68	
	寝具	18	大気検査		69	
	靴	19	土壌分析		70	
看板・資材類	看板	20	健康診断業務		71	
	道路標識	21	その他検査業務		72	
	土木工事用資材	22	都市計画関係調査		73	
雑貨類	記念品・贈答品	23	調査業務		交通関係調査	74
	荒物・金物・雑貨	24			不動産等鑑定調査	75
	ゴム・ビニール製品	25			環境アセスメント調査	76
	電力	26		市場・世論調査	77	
電力・燃料類	石油製品	27		航空写真撮影	78	
	その他	28		森林関係調査	79	
	車両販売	29		その他調査	80	
車両・船舶・航空機類	船舶販売	30		文化財調査	埋蔵文化財発掘調査	81
	車両・船舶整備	31			文化財修復業務	82
	車両・船舶付属品販売	32		環境関係測定機器保守	大気汚染観測機器	83
	航空機部品販売・整備	33	水質汚濁観測機器		84	
写真・カメラ等	34	地下水位観測機器	85			
機械・器具類	家電製品	35	機器保守	防災通信施設保守	86	
	電気・通信機器	36		研究機器等保守	87	
	OA機器・ソフトウェア等	37		OA機器保守	88	
	工作機器	38		信号機保守	89	
	建設機器	39		その他機器保守	90	
	農林水産機器	40		広報・広告業務	企画・制作	91
	厨房機器	41	映画・ビデオ制作		92	
	空調設備	42	催事関係業務	企画・運営業務	93	
	理化学機器	43		会場設営	94	
	医療・介護用機器	44	廃棄物処理業務	一般廃棄物収集運搬、処分	95	
	防災・消防機器	45		産業廃棄物収集運搬、処分	96	
	その他	46		特別管理産業廃棄物収集運搬、処分	97	
	学校教材	47		運送業務	運送業務	98
	その他	薬品類	48	給食業務	給食業務	99
肥料・飼料・種苗		49	クリーニング	クリーニング	100	
警察用品		50	情報処理業務	情報システム全般の設計、開発、維持管理	101	
その他(物品)		51		電子計算機用データ入力	102	
				ホームページ制作・維持管理	103	
				その他の情報処理業務	104	
		リース・レンタル	OA機器類	105		
			複写サービス	106		
			その他のリース・レンタル	107		

研修業務	研修業務	108
その他	その他(委託)	109

別表 除外率一覧

除外率設定業種	除外率 (%)
<ul style="list-style-type: none"> ● 非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。） ● 船舶製造・修理業、船用機関製造業 ● 航空運輸業 ● 倉庫業 ● 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） 	5
<ul style="list-style-type: none"> ● 採石業、砂・砂利・玉石採取業 ● 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ● その他の鉱業 ● 水運業 	10
<ul style="list-style-type: none"> ● 非鉄金属第一次製錬・精製業 ● 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。） 	15
<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業 ● 鉄鋼業 ● 道路貨物運送業 ● 郵便業（信書便事業を含む。） 	20
<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾運送業 	25
<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道業 ● 医療業 ● 高等教育機関 	30
<ul style="list-style-type: none"> ● 林業（狩猟業を除く。） 	35
<ul style="list-style-type: none"> ● 金属鉱業 ● 児童福祉事業 	40
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。） 	45
<ul style="list-style-type: none"> ● 石炭・亜炭鉱業 	50
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路旅客運送業 ● 小学校 	55
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 幼保連携型認定こども園 	60
<ul style="list-style-type: none"> ● 船員等による船舶運航等の事業 	80

